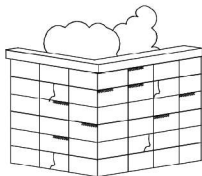
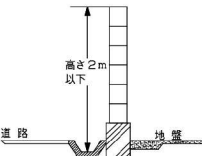
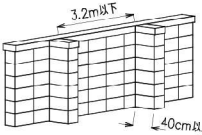
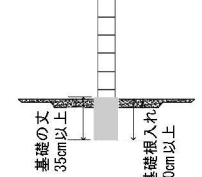


5 ブロック塀簡易チェックリスト

[表の見方]

- ・上段から項目ごとにチェックして、該当する矢印に従い次の項目に進んでください。
- ・進み方は、→ か→ がある場合、次項目の条件に合う方向に進んでください。

チェックリスト No.8 ブロック塀簡易チェックリスト

<p>外観調査</p>		<p>・塀が傾いたり、ぐらついたり、ひび割れていませんか？ ・鉄筋が錆びていませんか？（築後20年程度が目安です。鉄筋の入っているところに沿ってブロックが茶色ににじんでいたたり、はじけていたら、中の鉄筋が錆びています）</p> <p>していない ↓ 問題あり X</p> <p>している ↓ 問題あり X</p>
<p>高さの調査</p>		<p>・地盤に差があるところは、低い方の地盤で計測してください。 ・側溝に沿ったところは、側溝の底から計測してください。（目安=ブロック1段は20cm）</p> <p>1.2m以下 ↓ 問題あり X</p> <p>1.2~1.6m ↓ 問題あり X</p> <p>1.6~2.0m ↓ 問題あり X</p> <p>2.0~2.2m ↓ 問題あり X</p> <p>2.2m超 ↓ no</p>
<p>控え壁調査</p>		<p>なし (適用除外) ↓ 問題あり X</p> <p>3.2m以内毎にある(目安=ブロック8個) ↓ 問題あり X</p> <p>且つ、控え壁の長さが40cm以上 ↓ 問題あり X</p> <p>隣接する控え壁が3.2m以上離れている 又は、控え壁の長さが40cm未満 ↓ no</p>
<p>壁厚さ調査</p>		<p>12cm未満 ↓ 問題あり X</p> <p>12cm以上 ↓ 問題あり X</p> <p>15cm未満 ↓ 問題あり X</p> <p>15cm以上 ↓ 問題あり X</p>
<p>鉄筋の調査</p>		<p>・配筋.....横筋は壁頂+基礎に、縦筋は壁の端部+隅角部に設置 ・壁内(=控え壁も同様)の配筋.....径9mm以上の鉄筋を縦横80cm以下の間隔で配置 ・その他.....端部は「カギ状」に折り曲げ</p> <p>yes ↓ 問題あり X</p> <p>yes ↓ 問題あり X</p> <p>no ↓ 問題あり X</p>
<p>基礎の調査</p>		<p>なし ↓ 問題あり X</p> <p>高さ1.2m以下の塀は (適用除外) ↓ 問題あり X</p> <p>高さは、35cm以上&根入れは、30cm以上 ↓ 問題あり X</p>
<p>判定</p>		<p>◎</p>

その他の留意点

- ・地耐力は安全か？
- ・増し積み構造になっていないか？
- ・土圧を受ける構造になっていないか
- ・擁壁等の上部に設置していないか？

判 定

[×]印は、直ちに改善が必要です。建築士や技術士などの、専門家に相談してください

[◎]印は、現規定に適合し安全な状態です。

とりあえず安心ですが、今後の経年劣化に注意してください。又、狭隘な道路と並行して設置されている場合には、万一倒壊した際に被災したり、避難の際に障害となる事もあります。それらを踏まえて、生垣に変更する場合には補助金を出す自治体もありますので、地域の現状に照らして、総合的に判断しましょう。

基 準

建築基準法施行令第 62 条の 8(補強コンクリートブロック造の塀)

日本建築学会 コンクリートブロック塀設計規準

《参 考》

建築基準法施行令と云う法律にはブロック塀の規制が下記のようにあります。

第 62 条の 8

補強コンクリートブロック造の塀は、次の各号（高さ 1.2m 以下の塀にあつては、第 5 号及び第 7 号を除く。）に定めるところによらなければならない。ただし、国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

【大臣が定め＝平 12 建告 1355】

- 一 高さは、2.2m 以下とすること。
- 二 壁の厚さは、15cm（高さ 2 m 以下の塀にあつては、10cm）以上とすること。
- 三 壁頂及び基礎には横に、壁の端部及び隅角部には縦に、それぞれ径 9 mm 以上の鉄筋を配置すること。
- 四 壁内には、径 9 mm 以上の鉄筋を縦横に 80cm 以下の間隔で配置すること。
- 五 長さ 3.4m 以下ごとに、径 9 mm 以上の鉄筋を配置した控壁で基礎の部分において壁面から高さの 1/5 以上突出したものを設けること。
- 六 第 3 号及び第 4 号の規定により配置する鉄筋の末端は、かぎ状に折り曲げて、縦筋にあつては壁頂及び基礎の横筋に、横筋にあつてはこれらの縦筋に、それぞれかぎ掛けして定着すること。ただし、縦筋をその径の 40 倍以上基礎に定着させる場合にあつては、縦筋の末端は、基礎の横筋にかぎ掛けしないことができる。
- 七 基礎の丈は、35cm 以上とし、根入れの深さは 30cm 以上とすること。

敷地境界に塀を建てることは可能です。しかし、ブロック塀高さ 2.3m と云うのは可能ですが、本格的な構造計算が必要で役所に申請も必要です。耐震性を十分計算して基礎を深く大きく取り鉄筋も十分入れて、その上控え壁を大きく取って下さい。通常の常識的な高さではありません。遮音という意味ではコンクリート塀やブロック塀はとても有効です。明かりを入れない遮光だけならもっと簡便で軽く基礎も小さくて済むお安いアルミの板状の塀なども外構メーカーから出ています。

6 引火性危険物等の簡易チェックリスト

引火性危険物が身近に存在することは火災の発火源となります。チェックリストを用いて危険度を判定しましょう。(各設問の該当する状態の点数に○印をして、3つの設問を合計して下さい)

チェックリスト No.9 引火性危険物等の簡易チェックリスト

設 問	よい状態	やや危険状態	危険な状態
設 問 1 危険物は、地震の揺れや振動に対して、落下や転倒しないように保管されていますか	専用の置き場を決め、柵、チェーン等で落下・転倒防止を図っている	転倒防止はしていないが落下しないように低いところに置いている	特に保管について考えていない
	1 点	3 点	5 点
設 問 2 危険物は発火源から分離されていますか	冷蔵庫、照明、自動制御機器、スイッチ、ストーブ等の発火源から分離されている	点火源と混在しているが、できるだけ点火源と分離して保管している	特に点火源と分離して保管していない
	1 点	3 点	5 点
設 問 3 保管場所の近くに可燃物はありませんか	カーテン等繊維類、紙類、発泡スチロール、油脂類等と一緒に保管していない	左記の可燃物と混在しているが、できるだけ離して保管している	特に可燃物と分離して保管していない
	1 点	3 点	5 点

引火性危険物等の危険度の判定

危険度レベル	点 数	危 険 度 の 評 価
Ⅲ	13点～15点	保管の状態は最悪です。直ちに、引火性危険物は発火源から離して保管してください。
Ⅱ	7点～11点	保管の状態は少し改善が必要です。発火源から離し、可燃物を整理してください。
Ⅰ	3点～5点	保管の状態は良好です。引き続き保安全管理を行ってください。

《補 足》

地震発生時に被害を甚大にするのは二次的に発生する火災であるといわれています。

引火性の危険物は、法律で規制されている数量以上を取り扱うところは技術基準に従い管理も厳しくなっていますので心配はなさそうです。

しかし、①規制を受けない量(少量)を扱うところでは危険物の保管がルーズとなり、大地震の際、容器が落ちたり・倒れたりして壊れ、引火し火災拡大の原因となる恐れがあります。

②住んでいる地域内の工場、商店・スーパー、家庭で扱う代表的な危険物には塗料、シンナー、ベンジン、接着剤、灯油、ガソリン、LPガス、エアゾール式殺虫剤、携帯用ガスコンロのガスボンベ、アウトドア用アルコール、マニキュア除去剤、ヘアスプレーなどが挙げられます。

身近にある危険物を安全な状態に保つことが一番大切です。